

## ●標準保険料率と当市の保険料率の比較について

標準保険料率(県内共通の算定方法)								
区分	保険料率				賦課割合			
	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(%)	平等割(%)
医療分	7.52		29,790	20,401	43.97		39.26	16.77
後期支援分	2.50		9,903	6,782	46.95		39.27	16.77
介護分	1.89		9,735	4,633	39.70		41.93	18.36

山陽小野田市の算定方式								
区分	保険料率(現時点での試算)				賦課割合			
	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(%)	平等割(%)
医療分	8.57		24,280	21,900	50.00		32.00	18.00
後期支援分	2.81		8,069	7,278	50.00		32.00	18.00
介護分	2.20		7,429	4,542	50.00		32.00	18.00

## ■平成29年度保険料率(参考)

	医療分			後期支援分			介護分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
	(%)	(円)	(円)	(%)	(円)	(円)	(%)	(円)	(円)
	総所得-33万 × 所得割率	被保険者数 × 均等割額	1世帯当たり	総所得-33万 × 所得割率	被保険者数 × 均等割額	1世帯当たり	総所得-33万 × 所得割率	被保険者数 × 均等割額	1世帯当たり
平成28年度	9.7	25,500	23,700	3.2	8,400	7,800	3.4	9,000	6,000
平成29年度	9.5	24,900	23,100	3.0	7,800	7,200	3.0	8,400	5,400

対象者	全ての被保険者	全ての被保険者	40～64歳の被保険者
説明	山陽小野田市国民健康保険の医療費に充てられる保険料	後期高齢者医療保険制度を維持するために充てられる保険料	介護保険制度を維持するために充てられる保険料
保険料の支払先	本人負担分を除く保険者負担分を国保連合会を通じて医療機関に支払う	後期高齢者支援金として社会保険診療報酬支払基金へ支払う	介護納付金として社会保険診療報酬支払基金へ支払う

## ●事業費納付金内訳

	一般医療分	退職医療分	一般後期分	退職後期分	介護分	計
事業費納付金予算額	1,160,813,000	8,314,000	340,450,000	2,764,000	81,539,000	1,593,880,000